

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案」の概要

平成19年7月2日

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

1. 化審法の概要

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)」(以下「化審法」という。)では、化学物質による環境汚染を通じた人の健康被害及び動植物への影響を防止するため、化学物質の有害性を審査し、環境中で分解しにくく、継続して摂取すると人又は動植物への毒性がある化学物質について、その有害性の性状に応じた製造・輸入等の規制を行っている。

具体的には、自然作用による化学的変化を生じにくく(難分解性)、かつ、生体の体内に蓄積されやすく(高蓄積性)、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれ又は高次補食動物の生息・生育に支障を及ぼすおそれ(長期毒性)がある化学物質について第一種特定化学物質として政令で指定し(化審法第2条第2項)、その製造、輸入及び使用等の規制(製造・輸入に係る許可制(化審法第6条)等)を課す等の措置を講じている。

2. 改正の背景及び必要性

2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-*tert*-ブチルフェノール(官報公示整理番号:5-3580,5-3604,CAS No.3846-71-7)については、難分解性及び高蓄積性が確認されたことから、平成16年に第一種監視化学物質(化審法第2条第4項)として指定し、その後国(厚生労働省)において安全性点検を行ってきた。この安全性点検の結果が得られたことから、これを厚生労働省薬事・食品衛生審議会、経済産業省化学物質審議会及び環境省中央環境審議会(以下「関係審議会」という。)において審議したところ、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれ(長期毒性)がある」旨の結論が得られた^①。このため、2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-*tert*-ブチルフェノールは第一種特定化学物質の指定要件(難分解性、高蓄積性及び長期毒性)を満たすことから、これを第一種特定化学物質として指定し、所要の規制を講じることとしたもので

^① 平成17年度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第49回審査部会及び第50回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会合同会合の検討資料(例えば、http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/07/shinsabukai/0511/kizon0511.htm)を参照

ある。

さらに、化審法においては、第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入の禁止について規定しており、その対象となる製品の種類を政令で定めることとされている（化審法第13条）。このため、厚生労働省、経済産業省及び環境省において当該物質の国内外における製造、輸入及び使用の実態調査等を行い、当該物質が使用されており、我が国に輸入されるおそれのある製品の特定を行った。その結果についての関係審議会における審議結果^②を踏まえ、当該物質が使用されている場合に輸入が禁止される製品を指定することとしたものである。

3. 改正の概要

- (1) 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-*tert*-ブチルフェノールを第一種特定化学物質として指定する（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（以下「化審法施行令」という。）第1条に追加）。
- (2) 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-*tert*-ブチルフェノールが使用されている場合に輸入できない製品として以下を指定する（化審法施行令第3条に追加）。
 - ① 化粧板
 - ② 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
 - ③ 塗料及び印刷用インキ
 - ④ ヘルメット
 - ⑤ ラジエータグリルその他の自動車の部品（金属製のものを除く。）
 - ⑥ 照明カバー
 - ⑦ 保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレーム
 - ⑧ 防臭剤
 - ⑨ ワックス
 - ⑩ サーフボード
 - ⑪ インキリボン
 - ⑫ 印画紙
 - ⑬ ボタン
 - ⑭ 管、浴槽その他のプラスチック製品（成形したものに限る。）

本政令改正により当該物質の製造及び輸入は許可制（原則禁止）に移行し、当

^② 平成18年度第1回薬事・食品衛生審議会化学物質安全対策部会、化学物質審議会第1回安全対策部会及び第58回中央環境審議会環境保健部会審査小委員会の検討資料（例えば、<http://www.meti.go.jp/committee/materials/g60705aj.html>）を参照。

該物質の使用についても原則禁止されることとなる。

また、政令指定される製品で、当該物質が使用されているものの輸入は禁止されることとなる。

4. 施行日

- (1) 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-*tert*-ブチルフェノールを第一種特定化学物質に指定する改正規定の施行期日は公布後10日後とする。
- (2) 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-*tert*-ブチルフェノールが使用されている製品の指定に係る改正規定の施行期日は公布後6ヶ月後とする。